

丙第23号証

205

四

(供述調書等継続用紙)

聴取結果報告書

(東京慈恵会医科大学)

平成29年12月26日

警視庁公安部外事第一課長

司法警察員警視 [REDACTED] 殿

警視庁公安部外事第一課

司法警察員警部補 [REDACTED]

被疑会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出）被疑事件につき、東京慈恵会医科大学の医学博士から、噴霧乾燥器に対する輸出規制の判断基準について聴取した結果は、下記のとおりであるから報告する。

記

1 聽取年月日

平成29年12月22日

2 聆取場所

東京都港区西新橋3丁目25番8号 東京慈恵会医科大学

3 聆取者

本職

当課司法警察員巡查部長 [REDACTED]

同巡查 [REDACTED]

4 被聴取者

東京慈恵会医科大学

分子疫学研究部部長 医学博士 浦島 充佳

警 視 庁



(供述調書等継続用紙)

5 聽取結果

被聴取者から、輸出貨物を規制する「輸出貿易管理令」別表第1の3の2

の項（2）5の2に係る「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）」第2条の2第2項第五号の二の解釈について、以下の回答を得た。

噴霧乾燥器に係る、貨物等省令への「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という規制項目について説明します。

まず、「殺菌」について、経済産業省が「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊すること」と解釈しているのに対し、オーストラリア・グループ（以下「AG」という。）の原文には「the destruction of potential microbial infectivity in the equipment」と書かれています。

これでは、経済産業省の「殺菌」に対する解釈が若干分かりにくいため、これから原文を理解し易いように訳したいと思います。

「destruction」「microbial」「equipment」の各用語は、経済産業省の解釈と同じで、それぞれ「破壊すること」「微生物の」「装置」と和訳します。

「potential」は「可能性がある」、「infectivity」は「感染性」という意味ですから、合わせて「感染する可能性」となります。

なお、経済産業省が解釈している「伝染」という言葉は、「communicability」という英単語になります。

以前は伝染病という言葉が一般的に使用されていましたが、差別的な意味を含むという理由で、平成10年に感染症という言い方に統一されたことからも、「infectivity」は「感染」と訳すべきです。

厳密に言いますと、感染と感染症は意味が異なり、微生物に1個でも感染

することを感染、その結果発病することを感染症と言い、英文では「infectious disease」と用いられます。

微生物は生きものであるため、水分が枯渇等した場合に死滅し、感染能力が失われます。

よって、「the destruction of potential microbial infectivity」は、微生物を死滅させて感染能力（感染する可能性）を失わせることと解します。

なお、貨物等省令第2条の2第2項第五号の二には、死滅（殺菌）させるべき具体的な微生物の名称が記載されていません。

微生物のなかでも、細菌は、熱に対する抵抗性が強いため、生物兵器として粉体化することは実用的であると言われています。

貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている細菌は、その毒性の強さゆえに、殺傷目的で粉体化した場合、いずれも生物兵器に該当すると考えられます。

そして、貨物等省令ハにおいて「滅菌又は殺菌」と規制されているのは、殺菌を滅菌と区別するためのもので、滅菌は、あらゆる微生物を殺滅又は除去することであるが、殺菌は、噴霧乾燥器で製造した特定の細菌をすべて死滅させることです。

結論としまして、貨物等省令ハの解釈は、「定置した状態で、装置内部のあらゆる微生物を殺滅若しくは除去すること、又は製造した貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている特定の微生物をすべて死滅させて感染能力を失わせることができるもの」という結論に至ります。